第四十二号の十二の三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第５項の規定による

計画変更通知書

（第一面）

　建築基準法第18条第５項（同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画の変更を通知します。

　一般財団法人富山県建築住宅センター　理事長　様

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

通知者官職

設計者氏名

【計画を変更する建築物の直前の構造計算適合性判定】

【適合判定通知書番号】　　　　　第　　　　　　　　　号

【適合判定通知書交付年月日】　　令和　　年　　月　　日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の概要】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※手数料欄 | | | | |  |
| 手数料 | 手数料根拠 | | | 収納方法 |  |
| 円 | □≦ 1,000㎡　　 棟　□大臣認定P | | | □振込 |  |
| □≦ 2,000㎡　　 棟　□大臣認定P | | | （備考） |  |
| □≦10,000㎡　　 棟　□大臣認定P | | |
| ※受付欄 | ※決裁欄 | | | ※適合判定通知書番号欄 |  |
|  | 事務局長 | 事務局次長 | 構造判定課長 | 令和　 年 　月 　日 |  |
|  |  |  | 第　　　　　　　 号 |  |
| 係員氏名 |  |
| （備考） | | | （備考） |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※引受・判定依頼欄 | | | |  |
| 構造判定課長 | 主務 | 判定員 | 判定日 |  |
|  |  |  | 月 　日 |  |
|  |  |

（注意）

別記第18号の３様式の（注意）に準じて記入してください。

（第二面）

【1.建築主】

【ｲ.氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】

【ﾛ.氏名】

【ﾊ.郵便番号】

【ﾆ.住所】

【ﾎ.電話番号】

【2.代理者】

【ｲ.資格】　　　　　（ 　　 ）建築士　　　（　　　　　　）登録第 　　　 号

【ﾛ.氏名】

【ﾊ.建築士事務所名】（ 　　 ）建築士事務所（ 　　　 ）知事登録第 　　　 号

【ﾆ.郵便番号】

【ﾎ.所在地】

【ﾍ.電話番号】

【メールアドレス】

【3.設計者】

（代表となる設計者）

【ｲ.資格】　　　　　（ 　　 ）建築士　　　（　　　　　　）登録第 　　　 号

【ﾛ.氏名】

【ﾊ.建築士事務所名】（ 　　 ）建築士事務所（ 　　　 ）知事登録第 　　　 号

【ﾆ.郵便番号】

【ﾎ.所在地】

【ﾍ.電話番号】

【メールアドレス】

【ﾄ.作成又は確認した設計図書】

（その他の設計者）

【ｲ.資格】　　　　　（ 　　 ）建築士　　　（　　　　　　）登録第 　　　 号

【ﾛ.氏名】

【ﾊ.建築士事務所名】（ 　　 ）建築士事務所（ 　　　 ）知事登録第 　　　 号

【ﾆ.郵便番号】

【ﾎ.所在地】

【ﾍ.電話番号】

【メールアドレス】

【ﾄ.作成又は確認した設計図書】

【ｲ.資格】　　　　　（　　　）建築士　　　（　　　　　　）登録第　　　　　号

【ﾛ.氏名】

【ﾊ.建築士事務所名】（　　　）建築士事務所（　　　　）知事登録第　　　　　号

【ﾆ.郵便番号】

【ﾎ.所在地】

【ﾍ.電話番号】

【メールアドレス】

【ﾄ.作成又は確認した設計図書】

【ｲ.資格】　　　　　（　　　）建築士　　　（　　　　　　）登録第　　　　　号

【ﾛ.氏名】

【ﾊ.建築士事務所名】（　　　）建築士事務所（　　　　）知事登録第　　　　　号

【ﾆ.郵便番号】

【ﾎ.所在地】

【ﾍ.電話番号】

【メールアドレス】

【ﾄ.作成又は確認した設計図書】

（構造設計一級建築士である旨の表示をした者）

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の２第１項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第 　　　 号

□建築士法第20条の２第３項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第　　　　　号

【4.敷地の位置】

　【イ.地名地番】

　【ロ.住居表示】

【5.確認の申請】

□申請済（申請先：□行政機関　□民間機関（名称：　　　　　、所在地：　　市））

□未申請（申請先（予定）：□行政機関　□民間機関（名称：　　　　　、所在地：　　市））

　　　　※　確認を構造計算適合性判定と同日付けで申請する場合は、「申請済」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

　　　　※　未申請の場合は、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨をメールにて届け出てください。（申請先を変更した場合も同様としてください。）

【6.工事種別】

　 □新築 □増築 □改築 □移転 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【7.備考】

　【建築物の名称】

　【その他】

（第三面）

建築物独立部分別概要

【1.番号】

【2.延べ面積】

【3.建築物の高さ等】

【ｲ.最高の高さ】

【ﾛ.最高の軒の高さ】

【ﾊ.階数】 地上 ( )　　地下( )

【ﾆ.構造】 造 一部 造

【4.特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

□特定構造計算基準

□特定増改築構造計算基準

【5.構造計算の区分】

□建築基準法施行令第81条第２項第１号イに掲げる構造計算（ルート３）

□建築基準法施行令第81条第２項第１号ロに掲げる構造計算（限界耐力計算等）

□建築基準法施行令第81条第２項第２号イに掲げる構造計算（ルート２）

□建築基準法施行令第81条第３項に掲げる構造計算（ルート１）

【6.構造計算に用いたプログラム】

【ｲ.名称】

【ﾛ.区分】

　□建築基準法第20条第１項第２号イ又は第３号イの認定を受けたプログラム

　（大臣認定番号　　　　　　　）

　□その他のプログラム

【7.建築基準法施行令第137条の２各号に定める基準の区分】

（　　　　　）

　　　　※　既存不適格建築物に制限緩和を受けて増改築する場合に記入してください。

【8.備考】

　【第三面に係る部分の変更の概要】

【独立部分の名称（独立部分の数が２以上の場合）】

　【その他】

【特定天井】　□有　□無

（注意）

１．各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

２．第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

３．第二面関係

①　建築主が２以上のときは、１欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

1. 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、２欄に記入してください。
2. ２欄及び３欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
3. ３欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の２第３項の表示をした図書について記入してください。

⑤　３欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物に係る他の全ての設計者について記入してください。３欄の設計者のうち、構造設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

⑥　住居表示が定まつているときは、４欄の「ロ」に記入してください。

⑦　５欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

⑧　６欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑨　建築物の名称又は工事名が定まつているときは、７欄に記入してください。

４．第三面関係

①　この書類は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）ごとに作成してください。

②　１欄は、建築物の数が１のときは「１」と記入し、建築物の数が２以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

③　２欄及び３欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。

④　３欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。

⑤　４欄、５欄及び６欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥　６欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。

⑦　７欄は、建築基準法施行令第137条の２各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。

⑧　計画の変更申請の際は、８欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。